

松 山 大 学 論 集
第30卷第5 - 2号抜刷
2018年12月発行

星野博士の学問と松山商科大学の歴史（その3）

—— ある進歩的民法・民法典研究者の学者人生 ——

川 東 靖 弘

星野博士の学問と松山商科大学の歴史（その3）

—— ある進歩的民法・民法典研究者の学者人生 ——

川 東 埴 弘

目 次

はじめに

第1章 生誕～松山高商教授就任まで

第2章 松山高商・経済専門学校教授時代

第1節 加藤彰廉校長時代

第2節 渡部善次郎校長時代 (以上, 第30巻第4-1号)

第3節 田中忠夫校長時代

I. 松山高商期

1) 1934(昭和9)年度

2) 1935(昭和10)年度

3) 1936(昭和11)年度

4) 1937(昭和12)年度

5) 1938(昭和13)年度 (以上, 第30巻第5-1号)

6) 1939(昭和14)年度 (以下, 本号)

7) 1940(昭和15)年度

8) 1941(昭和16)年度

9) 1942(昭和17)年度

10) 1943(昭和18)年度

II. 松山経専期 (以下, 次号)

1) 1944(昭和19)年度

2) 1945(昭和20)年度

3) 1946(昭和21)年度

第4節 伊藤秀夫松山経専学校長時代

1) 1947(昭和22)年度

2) 1948(昭和23)年度

第3章 松山商科大学教授時代

第4章 松山商科大学学長時代

第5章 再び松山商科大学教授に戻って

おわりに

6) 1939 (昭和14) 年度

1939年度の本校の校務は西依六八が教頭兼庶務課長、大鳥居蕃が教務課長、伊藤秀夫が生徒課長を続け、田中忠夫校長を補佐した。星野通は図書課長を続けた。

1939年度の入学試験は3月末に行なわれ、定員は前年と同じ150名で、志願者は1,502名にのぼり、前年(1,205名)をさらに上回った。4月初めに入学式を行ない、183名が入学した。前年と同じ入学者数であった。

田中校長は入学式において、諸子の活躍の舞台は満、蒙、支を含む広大な地域である。独り支那本土をとって見ても、面積は我国土の13倍、人口は4億を超える膨大な国であり、我国の指導、開発を待ちつゝある。日本は世界一有てる国であり世界一強い国であり、世界史上曾てなき富強を誇り得る国である。諸子はこの光栄ある大国家の指導階級にたらんとするのである。深くその光栄に感激すると共に、よく其使命を達すべき覚悟をせよと叱咤激励した⁶²⁾

教員人事面では、田中校長は4月に哲学の教員として木場深定(石川県出身。東北帝大卒)を採用した⁶³⁾。木場は1938年11月に亡くなった菅原義孝の後任である。

本年度の星野通の担当科目は前年と同様、法律学(法学通論、民法等)とドイツ語であった。また、クラス担当は3年B組であった⁶⁴⁾

4月27日、星野通・富み夫妻の次男として不二夫が道後湯之町大字道後499

62) 『松山高商新聞』第144号、昭和14年4月30日。

63) 同。

64) 同。

番地で誕生した。

6月、田中校長は学園生活基準9箇条（遅刻絶滅、体育振作、断髪励行、禁煙、禁酒、着装の整備、各部選手・委員の日常生活の自粛自戒、学校の整理整頓、貯金励行）の申し合わせを決め、生徒への統制強化した⁶⁵⁾

9月1日、ドイツがポーランドに侵入し、3日英・仏が対独宣戦し、ヨーロッパで戦争・第2次世界大戦が始まった。

日中戦争の泥沼化、本校卒業生の戦死者があいついだ。第6回卒業生の安東次郎が8月20日中支で、第12回卒業生の中路一彦が8月31日北支で、第11回卒業生の黒星芳男が9月3日南支でいずれも戦死した⁶⁶⁾

11月1日、学校と温山会主催で日中戦争で倒れた本校職員及び温山会員11名の慰霊祭を本校講堂において、遺族、学生、教授らの出席の下に挙行了⁶⁷⁾

戦禍がますます卒業生に及ぶ中、星野通は『松山高商新聞』第149号（昭和14年10月30日）に、「児島惟謙と大阪事件」を掲載している。その大要は次の如くである。

「筆者は先に大毎神地方欄に児島惟謙翁に関する一挿話を紹介したことがあった。それは従来宣伝されていない珍しい話材（大阪事件）にすぎなかったが、最近宇和島の弁護士原田光三郎（児島惟謙先生功德顕揚会会長）が児島惟謙の伝記を編纂されたことを知り、同伝を入手したが、該事件について何等記載が無くもの足らなさを感じた。

司法制度確立50年記念にあたり、湖南事件の英雄は大審院に胸像が、郷里宇和島に生誕記念碑が建立されるなどその大節忠誠が敬慕顕彰されている。湖南事件についてはいまさらいうまでもないが、今一つ世に知られていない翁の真面目さを語る逸話を紹介しておきたい。話材は日頃愛読の

65) 『松山高商新聞』第147号、昭和14年7月20日。『三十年史』171～173頁。

66) 『松山高商新聞』第148号、昭和14年9月30日。

67) 『松山高商新聞』第150号、昭和14年11月30日。

的野半助著の江藤南日伝から得たものである。

時代は明治5年明治政府の諸事業漸くその緒についた頃である。当時は廃藩置県断行の直後で世人まだ封建思想より脱却し切れず、地方長官の権勢は飛ぶ鳥も落とす有様であった。即ち府県知事は土木建築、河川港湾の修築等と言ふまでもなく、課刑恩賞のことさへ独断専行するような恐ろしい勢力振りであったのであるが、たまたま大阪築港問題に関し府県知事渡部昇をめぐって行政権、司法権の激突を来した事件があった。所謂大阪事件之である。

明治5年江藤新平司法卿となるや、炯眼な彼は地方政治の弊害を察し、地方の政治権力を減殺し中央に回収するとともに、当時ともすれば強圧に屈服しがちだった司法権の独立を期せんとして、その手始めに地方官跋扈の弊の最も激しかった大阪府に硬骨を以て鳴る児島惟謙を裁判所長に抜擢派遣した。

大阪府知事渡部昇は地方官のなかでも最も専恣横暴の噂が高く、彼は乱暴にも国益の名を以て強圧的に府下の富豪住友吉左衛門や鴻池善右衛門等多くの者に対し300万円と言ふ実に莫大な献納金を命じ、大阪に大築港をつくろうと計画した。

この計画のために府民の多くが重い負担に苦しんだのは言ふまでもないが、その賦課の規準が出鱈目で不公平を極め、なかには財産没収にも等しい憂き目を見たものもあり、怨嗟の声巷に満つる有様であった。

そのなか、児島惟謙は大阪裁判所長に赴任したのであったが、彼は府知事の暴挙、府民憤激の声を耳にすると、敢然として令を発し、知事の暴政によって不法献金、財産没収等を受けたものは残らず来たり訴えよと告示した処、訴願者は狂喜として陸続彼の下に殺到し来った。

惟謙は直ちに取り調べを開始し、あらゆる方法手段を以てなされる府知事の威嚇圧迫に屈することなく、逐一事情調査その結果を詳細に司法省に報告した。しかも折よく長崎に公用出張であった参議大隈重信が帰途大阪

に立ち寄り府知事の暴政と府民の怨嗟，訴願の事実をつぶさに目撃し，且つ惟謙より詳細な報告を得て，帰京後太政官に報じた。

かくて，児島惟謙の司法省への報告は参議大隈重信の報告と相俟って遂に政府を動かし，府知事の大阪築港計画を断念せしめたのであった。当時地方長官は我が世の春を謳歌した時代であり，殊に渡部は長閑を背景にしており，彼を制圧することは容易でなかったが，児島惟謙の確固たる硬骨忠誠は行政権の司法権圧迫を排し，理否を天下に明らかにしたのだった。

後年湖南事件のヒーローはすでにこの時に気概を現していたのであって，この大阪事件を契機に地方官跋扈の弊は徐々に後を絶つに到ったとされる。

以上は筆者が江藤南日伝に取材した話であるが，筆者の今日疑問とするところは果して児島が明治5年大阪裁判所長として赴任したのであるか，それとも単なる一判事として任についたに過ぎなかったのかの問題である。原田氏著は明治5年翁は司法小判事に任命，大阪に出張を命じられ，越えて6年4月大阪裁判所詮になったとあるが，裁判所長に任命されたことには一言も触れられていない。然し野氏著江藤南日伝には明らかに大阪裁判所長に拔擢されている。軽々には断定は下し得ないが，明治33年の日本現今人名事典発行社の人名事典によれば，明治4年司法省に出仕，東京，大阪，仙台，名古屋の各裁判所長に歴任し，12年大審院に入り又長崎，大阪両控訴院長に歴任とあるから，上記の如く一応大阪には裁判所長として赴任したことにして置いた。(10月28日)⁶⁸⁾

11月10日、『松山高商論集』第2号が発刊された。星野通は「明治民法編纂史の一齣」を掲載した。この論文は『松山高商論集』第1号の「民法典論争」の前史の研究であり，星野の「明治民法典編纂史研究」の本格的開始であった。

68) 『松山高商新聞』第149号，昭和14年10月30日。

その大要は次の通りであった。

「一、 はしがき

明治黎明期における民法編纂史研究が本稿の課題である。理論法学の隆盛にかかわらず法史学は振るわず、とりわけ明治民法編纂に関する史的研究は閑却され、況んや編纂前史に至ってはまことに寥々たるもので、僅かに三田法学創刊号所載の慶応大学法学部手塚豊氏の「ボアソナード案以前の民法草案」なる簡単な論文があるのみである。

筆者は日頃未開拓のまま、学界より忘却され放擲されている明治民法編纂史にメスを入れ明治政府の一大文化事業として、また不平等条約改正の直接原因となった民法編纂事業の真相を詳かにしたい希望を持つもので、本稿は明治3年より11年までの民法編纂事業の経過を明らかにしたものである。

二、 民法編纂の原因

法典編纂の原因は、第1に従来各地に相異なる慣習法が行なわれ、錯雑不統一だった我国私法状態に進歩的な大陸法典を移入し、開化の新中国生活を統一刷新せんとすることである。

第2に徳川政府が誤って調印した安政の不平等条約を改正し、以て領事裁判権を撤廃し、我国の地位向上を図ることであり、そのためには法典の編纂が焦眉となったことである。

三、 編纂の経過

A 江藤新平制度局出仕時代の民法編纂

明治民法典の先駆者は江藤新平である。その功績は立法史上不滅の光芒を放つものである。

江藤は明治3年中弁として制度局（後年の法制局）に関与し、4年2月に制度局御用掛兼勤を命ぜられ、当時英仏語に通ずる箕作麒祥博士に仏国諸法典を翻訳せしめ、民法会議を開催し短期日の間に民法典

編纂を企てようとした。しかし、翻訳はなされたが、それをもとにした具体的草案が作られたかどうかは不明である。

B 江藤新平左院副議長時代の民法編纂

明治4年7月29日太政官制を改め、正院、左院、右院の3院が設置され、8月江藤は左院（立法府）の副議長に就任し、左院で民法会議を開催し民法編纂事業を企画した。しかし、江藤は5年4月に司法卿に転じたため、この左院時代は殆ど実績はない。

C 江藤新平司法卿時代の編纂

江藤新平が明治5年4月25日司法卿になるや、司法省において民法編纂事業が行なわれた。的野半介『江藤南白』や大槻文彦『箕作麟祥』によると、江藤は箕作麟祥に命じ草案を作成させ、その一部の身分証書を印刷に附したという。筆者は未見だが、手塚豊論文によれば、慶応大学図書館に司法省用罫紙に筆写した民法仮法則と題する稿本が2通あり、その1通は身分証書と墨書され朱筆で民法仮法則と訂正されている。両者とも88箇条よりなっていて、明治6年2月又は3月決定とある。手塚氏はこれを身分証書の稿本と推断されているが、至当の断定であろう。これが確定草案又はそれに近き草案と見て差し支えないだろう。

江藤苦心の民法法典編纂も明治6年4月江藤が参議に転ずるに及び中絶することになった。

D 大木司法卿時代の編纂事業

江藤の後、明治6年10月司法卿になった大木喬任も江藤の志を継ぎ民法編纂を企画したが、就任2年間は全く該事業は中絶の状態にあった。その原因は①江藤時代には公然と口にしなかった編纂自重論が台頭したこと、即ちフランス民法をそのまま翻訳し、日本の民法にするのは乱暴の極みで、日本の慣習風俗を斟酌して編纂されなければならない、殊に親族、相続の如き身分関係の法規は我国の美風を毀損

せざるようにしなければならないという自重論、②明治7年の佐賀の乱、台湾征伐等の国家的事件のため司法編纂のごとき平和的文化的事業を行なう余裕が無かったこと、③さらに日清交渉のために箕作博士が国際法の翻訳に駆り出されたこと、等のためであった。

その後、明治9年6月箕作（司法大丞）は大木卿より法典編纂の内命を受け、起草に着手し（10年1月に箕作は司法大書記官民法編纂課長）、法典編纂に取り組んだ。そして、箕作とともに編纂に取り組んだのは牟田口通照（司法権大書記官）であった。そして、この草案は、第1編「人事」、第2編「財産及び財産所有権の種類」、第3編「財産所有権を得る方法」の3編よりなっていて、第1編と第2編は明治10年9月に、第3編「財産所有権を得る方法」の第3巻「契約」、第4巻「契約無クシテ生ズル義務」は明治11年1月に、第3編第1巻第2巻の財産相続及び贈遺に関するものは、明治11年4月に成稿した。そしてその編別をみるとフランス民法の抄訳そのものであった。

要するに明治11年4月完成草案も前述江藤案と同じく人情世俗を異にした異国民法をそのまま翻訳複写したに過ぎない不完全きわまる案だったと言ひ得るのである。（1939. 8. 5）⁶⁹⁾

そして、12月に星野通は東大『法学協会雑誌』第57巻第12号に「資料明治初期民法編纂史」を投稿している。それは、『松山高商論集』第2号「明治民法編纂史の一齣」の「三、編纂の経過」以降とほぼ同じで、基本的に『高商論集』第2号の転載であった。なお、その掲載の労をとったのは、学生時代に授業を受けた東京帝大法学部の穂積重遠教授（穂積陳重の長男）であった⁷⁰⁾

1940（昭和15）年3月8日、第15回卒業式が挙行され、120名が卒業した。

69) 『松山高商論集』第2号、昭和14年11月。

70) 星野通『筆のすさび』106頁。

7) 1940（昭和15）年度

1940年度の校務も西依六八が教頭兼庶務課長，大鳥居蕃が教務課長，伊藤秀夫が生徒課長を続け，田中校長を補佐した。星野通は図書課長を続けた。

1940年度の入学試験は3月23，24日に本校，京都，福岡の試験会場にて行ない，定員は150名で，志願者は1,491名で，前年（1,502名）より若干減少した。

4月11日に入学式が行なわれ，163名が入学した。のち補欠入学もあり，総計188名が入学した（前年183名）。田中校長は式辞のなかで，支那事変の意義について，世界人口の4分の1を包含する政治，経済体制がその端緒につき，東亜の広大な天地に，新しい政治経済体制を発揮することになった，かかる大事件は我国家の2600年の歴史においてかつてなきことである。この世界的大事件の指導的担当者はわが国であり，諸君においてもどうか青年の意気と純情とを傾けて，共に興亜の聖業を翼賛し奉るために粉骨碎身の誠を尽そうと，新入生を叱咤激励した⁷¹⁾

本年度の星野通の授業科目は前年度と同様である。

校友会の各部長が全面的に更迭され，星野通は剣道・柔道部長からラクビー部の部長となった。

7月19日，専務理事田中忠夫は文部省（松浦鎮次郎文相）に対し，学園拡張計画にもとづき，「松山高等商業学校規則中改正ノ件」を申請した。それは，①第3条の生徒定員を1941年度から450名を600名に増やす，②第7条の学科課程を第1部（450名），第2部（150名）とし，これに関連して学科目も改正するものであった。1学年200名は4組に編成され，内3組が第1部に，残る1組が第2部に収容された。この第2部は通称東亜科と呼ばれ，支那語を第1外国語とし，また，東洋文化史，東亜経済事情などの科目を必修とした。また，就職先も大陸方面に求められた。また，第1部の学科内容も変更され，体

71) 『松山高商新聞』第154号，昭和15年4月29日。

操時数の増加，日本文化史の新設，工業大意，経済時事の時数増加が行なわれ，他方，法律及び英語の時数が削減された。そして定員増加，第2部設置に伴い，校舎の増築(合併教室2室，普通教室4室)が計画され，また，武道場，武器庫の新築も計画された⁷²⁾ この改革は，時局迎合，戦時対応のカリキュラム改革であったといえよう。

そして，この定員増は9月4日文部省により認可された。

11月，『松山高商論集』第3号が発刊され，星野通はロスコー・パウンドの著書『法哲学概説』の第4章責任論の翻訳をしている⁷³⁾

11月10日，近衛内閣は紀元2600年奉祝典(昭和15年が神武天皇即位から2600年に当たるとされて，祝典を行なった)を宮城広場で開催し，本校からも生徒課長の伊藤秀夫教授引率の下，生徒2名が参加した。

また，12月16日，文部省の指導方針に従い，学園新体制樹立のため，校友会を解散し，報国団を結成した。『松山高商新聞』第161号(昭和15年12月24日)に報国団結成式の模様が記されている。

「本校創立以来共に歩み来た校友会は十二月十六日，遂に解散を宣言された。然しそれは破壊的な解散ではなく，新しき時代に伸びる建設的な解散である。この日学園は新しい体制にその第一歩を踏出す喜びに満ち溢れ午前八時前職員生徒は講堂に入場，皇居遥拝と皇軍有士への感謝の黙禱の後，希望と校友会への愛惜を包んで肅とせる瞬間，田中校長は正面に登壇，声高く校友会解散を宣言，次いで力強く『松山高等商業学校報国団結成』を宣言し，終って職員代表西依教授田中校長の前に進み，教育報国の至誠をその一言一句に吐露して宣誓を行ひ，生徒代表進んで報国団員としての宣誓を行ふ。田中校長は再び登壇。別報の如き熱誠溢るる報国団結成の意義を述べ，時艱に対する覚悟を促して新しき門出への訓示をなし，『青少

72) 『三十年史』89～91頁。

73) 『松山高商論集』第3号，昭和15年11月。

年学徒ニ賜ハリタル勅語』並に『紀元二千六百年式典ニ際シテ下賜サレタル詔書』を奉読して輝かしき学園新体制の成立を終わった⁷⁴⁾

田中校長は校友会を解散し、報国団を結成した理由について、第1に、現在校友会活動に半分位しか参加していないが、残りの半分を包含して全員を校友会の精神と活動に積極的に参加させる、第2に、従来の校友会活動を反省し、団体的行動の重視、個我の止揚、質実剛健の風尚、困苦欠乏に対する忍耐力の鍛練等を重視する必要があると感じたこと、第3に、時局的立場から従来の校友会活動を反省し、国難に殉ずる光栄と精神を養成する必要があると感じたからであった、と述べ、生徒に覚悟を促した。そして、報国団の団長は田中校長、総務部長は西依六八教授、鍛練部長が星野通教授、国防訓練部長が土屋靖民大佐、文化部長が住谷悦治教授、生活部長が伊藤秀夫教授であった⁷⁵⁾

基本的にこの学園新体制は学園の「教育報国」、軍国主義化・全体主義化への道であった。星野通が鍛練部長とはやや違和感があるが、年齢、経歴から止むを得ず就任したものと思われる。

12月29日、また、戦死者が出た。去る1937（昭和12）年以来応召中であった、本校の教練講師菅野定市氏が武漢で戦死した⁷⁶⁾

1941（昭和16）年3月5日、第16回卒業式が挙行された。147名が卒業した（後、再試により170名）。田中校長は「東亜共栄圏の確立も国内新体制の完遂も一つの愛による」旨の訓辞を行なっている⁷⁷⁾

田中校長は、1941年3月、41年度からの定員増、第2部（東亜科）設置のために、新教員として、中国語の教員として三木正浩（滋賀県出身、京都帝大卒）、英語の教員として古茂田虎生（1902年10月生まれ、愛媛県出身、東京

74) 『松山高商新聞』第161号、昭和15年12月24日。

75) 同。

76) 『松山高商新聞』第162号、昭和16年1月31日。

77) 『松山高商新聞』第163号、昭和16年3月28日。

商科大学予科卒，高等教員検定合格），体育教員として比嘉徳政（沖縄出身，日本体育会体育専門学校卒）を採用した⁷⁸⁾

8) 1941 (昭和16) 年度

1941年度の校務も西依六八が教頭兼庶務課長，大鳥居蕃が教務課長，伊藤秀夫が生徒課長を続け，田中校長を補佐した。星野通は図書課長を続けた。

1941年度の入学試験が3月末に行なわれ，定員は本年度から1学年200名に増大したため(1部150名，2部東亜科50名)，志願者は2,885名にのぼり，前年(1,491名)の約2倍で狭き門となった。

4月12日に入学式があり，1部，2部あわせて228名(内，第2部の東亜科59名)が入学した⁷⁹⁾4クラス編成で，1部が1～3組，2部(東亜科)が1組であった。

田中校長の式辞の中で，時局が今諸君に期待していることは甚だ多い，今年1月に松岡外相が声明した東亜共栄圏の概念は，仏印，蘭印，タイ等も包摂し，1,070万平方キロの広大な面積と世界人口の3分の1に当たる人口を擁している，然もここに日本が盟主として立とうとするのである，このことは大それたことのように見えるかも知れないが，それこそが日本が永遠に生き抜くべき唯一，必然の道なのである，などと断じ，新入生に対し，東亜共栄圏の確立に邁進し，日本の永遠なる発展に参画し，歴史的貢献を果されんことを望んで止まない，などと叱咤激励した⁸⁰⁾なお，この年に入学した生徒の中に，後，同志社大学教授になる内田勝敏がいる。

なお，入学式の前々日の4月10日午前8時より1941(昭和16)年度の始業式を挙行した。そして，この始業式において田中校長は訓示を行ない，時局に対応した校訓「三実主義」の「明文化」と「正しい解釈」を行ない，それを「昭

78) 『三十年史』の「補遺 松山高等商業(経済専門)学校 松山商科大学現(旧)教職員名」

79) 『三十年史』91頁。

80) 『松山高商新聞』第164号，昭和16年4月25日。

和16年度の生徒要覧」に発表した。それは次の如くであった。

「人が生活に一定の信条をもつことは自ずからその生活に風格を与え、信条以外の徳を修める機縁をも供するもので、修徳上極めて有益である。殊に団体にあつては、この信条は時と共に団体の風尚を育て、この風尚は自づから団員を薫化して驚くべき陶冶力を發揮するものである。さればわが加藤聖校長も本校の校訓制定については特別の苦心を払われ、本校の創立に先立つてこれを決定されたのであつた。

聖校長御苦慮の要点は、卒業生の置かるべき立場－新時代の実業家といふ職分と、国民の指導者といふ身分－と、新田温山先生（長次郎氏）の人格－本校創立の動機とその生涯を貫いた生活態度－の二点であり、之を如何に把握し如何に表現するかにあつたといふ。かくて成れるわが三実の訓へは同時に聖校長の人格の縮図でもあり、三十年に亘る尊とい教育体験の結晶でもあつたのである。

真実－とは真理に対するまことである。皮相な現象に惑溺しないで進んでその奥に真理を探り、枯死した既成知識に安住しないでたゆまず自ら真知を求め、伝統的陋習を一擲して潔く真理に殉ぜんとする態度のことである。換言すれば旺盛なる『科学する心』に外ならない。

実用－とは用に対するまことである。広い意味では真理を真理のままに終らせないで、必ず之を生活の中に生かさんとする積極進取の実践的態度である。最近叫ばれつゝある日本の真理研究の運動も、日本的用を重しとする清新な実用主義であるといふてよいが、本校のそれは、さらに一步を進めて自己の職域に対する用を求めんとするもので、最も切実旺盛な実践的態度である。

忠実－とは人に対するまことである。人のために図つては己を虚うし、人と交わりを結んでは終生操を変えず、自己の言行に対してはどこまでも責任をとらんとする重厚な態度のことである。かくて深く人を信ずると共

に、人をして深く己を信ぜしめ、信を以て人と人を結ばんとする清く温かき情誼の精神である。

これを要するに、一つには客観的真理を自己の職域における実用面に即して探究し、この結果をその職域に生かしてまことをつくすと共に、二つにはその探求実践の母胎たる社会の結合を、人と人との信をもつて鞏固にし、かくて社会的努力の成果を、全体として強大ならしめんとすることが本校の三実主義なのである。

而うしてこの真と用と人との三者に対して一つのまこと-実を貫くことが、実にわが三実主義の要諦なのである」⁸¹⁾

加藤校長が大正15年3月の卒業式において宣言した校訓「三実」の順序は、実用・忠実・真実であったが、昭和16年度の始業式で田中校長は、①真実をトップに出し、真実・実用・忠実に順序を変えたことと、②校訓「三実主義」をやや詳しく説明し、三実の「明文化」と「確定解釈」をしたこと、この2点が新しい変化・特徴である。田中校長が軍部の校訓「三実主義」不用論にあらがい、校訓「三実主義」を守り、さらに真実をトップに出したことは、戦時下の日本において高く評価されるべきと思う。また、校訓「三実主義」の明文化は、さすが、田中校長が加藤校長の「墓守」人だけあって、加藤校長の「精神」を受け継ぎ、よく考えられて、「明文化」「確定解釈」「正しい解釈」をしたもので、これも一応高く評価されよう。

しかし、時は戦時下である。総力戦体制下である。この校訓「三実主義」の田中的解釈には時局に迎合し、全体主義の指導精神が色濃く盛り込まれている。「三実主義」はその形式的性格、無規定性のために、戦時期には体制にとっての実用、体制にとっての忠実、体制にとっての真実という方向に転変された⁸²⁾

81) 『松山高商新聞』第164号、昭和16年4月25日。『三十年史』174、175頁。

82) 服部寛「田中忠夫と三実主義についての一試論(1)(2)(3・完)」松山大学『学内報』第430号、431号、432号、2012年10月、11月、12月。

実用は「職分奉公のまこと」に、忠実は「忠誠のまこと」に、真実も「日本的真理のまこと」に転変し、加藤校長時代の「三実主義」が「戦時三実主義」に転変し、学生、教職員を「東亜共栄圏」「大東亜共栄圏の建設」のための戦争体制へと駆り立てていったといえよう。

本年度の星野通の担当科目は前年と同様法律学とドイツ語であった。

『松山高商新聞』第164号（昭和16年4月25日）に編輯子から処世訓や最近読んだ本などについての質問があり、星野通は処世訓として「平凡ですが、努力主義を生活の信条としています。天分の不足は努力で補へるというのが僕の信念です」と答えている⁸³⁾

5月30日には、学園拡張計画にもとづく2号館（1939年3月竣工）について、その西隣に3号館（2階建、4教室）が竣工した。この設計者は現時点では不明であるが、2号館と同様に木子七郎であろう。

星野通は『松山高商新聞』第165号（昭和16年5月25日）に推奨したい債権総論概説書を紹介している。それは、我妻栄先生の『債権総論』岩波書店で、同書を類書中の「白眉」と称賛している。これまでの債権法理論はローマ法以来の形式論理的に発展整序され来った巧緻な概念の集大成であるが、本書は非現実的概念法学的方法を止揚し、生きた現実との関連において法規的作用的意義を解明せんとした点に新しい意義を有すると評価している⁸⁴⁾

また、星野通は『松山高商新聞』第166号（昭和16年6月27日）に夏休みの読み物として、浜辺正彦訳『ベルツの日記』（岩波書店）とヤーコブザール・高橋健二『ヒットラーユーゲント』（新潮社）を紹介している⁸⁵⁾ ヤーコブザールはナチス東京支部長、高橋健二は東京帝大卒で成蹊高等学校教授のドイツ語学者で、また、大政翼賛会文化部長を務めている。その『ヒットラーユーゲント』を紹介するとは、時局迎合的で少し違和感があるが、星野は高橋健二教授

83) 『松山高商新聞』第164号、昭和16年4月25日。

84) 『松山高商新聞』第165号、昭和16年5月25日。

85) 『松山高商新聞』第166号、昭和16年6月27日。

を平素から尊敬しており、そのために紹介したのであろうか。

9月3日、田中校長は文部省の指導の下、皇国の大使命を完遂すべき臨戦体制下にあつて国家要務に即応すべく「松山高等商業学校報国団」（前年12月16日結成）の出動隊たる「松山高等商業学校報国隊」を結成した。隊長が田中忠夫、大隊長が伊藤秀夫、第1中隊長が住谷悦治、第2中隊長が星野通、第3中隊長が古川洋三という布陣で、小隊長は主任教授、副小隊長はクラスの級長がこれにあつた⁸⁶⁾隊長、大・中・小隊長という陸軍組織の呼称を学園にあてはめるなど、正に学園の臨戦報国体制化であつた。

この布陣をみると、年齢・経歴からみて当時としてはやむを得ない人事であるが、現時点でみると何となく違和感がある。というのは、生徒課長の伊藤秀夫はリベラルな考えを有しているし、住谷悦治は治安維持法で検挙された経歴があるし、古川洋三は自由主義者であるし、星野通も穏健な社会民主主義的考えを有しているからである。

10月6日、第1回集団勤労働員が始まり、2年生約90名が広島陸軍兵器補給廠に動員された。

10月15日、政府は大学、専門学校などの修業年限の短縮（1941年＝昭和16年は3カ月短縮）を決めた⁸⁷⁾卒業を早くし、軍隊に産業動員に駆り立てるためであつた。

太平洋戦争勃発前夜であるが、星野通は明治民法編纂史の研究に没頭していた。10月、『松山高商論集』第4号（昭和16年10月）に「明治民法編纂史の一齣（その二）」を掲載した。第2号の続編で、その大要は次の如くであつた。

「はしがき

本稿は松山高商論集第2号「明治民法編纂史の一齣」及び東大法学協会雑誌第57巻第12号「明治初期民法編纂史」の続稿で、明治13年よ

86) 『松山高商新聞』第168号、昭和16年9月25日。

87) 『松山高商新聞』第169号、昭和16年10月25日。

り同23年旧民法成了時までの民法編纂事業の経過を明らかにしたものである。

(一) 明治13年より19年までの編纂

明治9年6月箕作麟祥、牟田口通照兩名によって起草に着手された民法草案は、11年4月成案となり、司法卿大木喬任に提出されたが、同草案は人情世俗を異にする仏国民法をそのまま翻訳複写したものに過ぎなかったため、大木卿には不満で、明治12年大木卿は改めて法律顧問の仏人ボアソナードをして新たにわが民情に沿う民法草案の起草に着手せしめた。

明治13年2月元老院議長に転じた大木は、同年4月元老院内に民法編纂局を設置し、自ら総裁となって、元老院議官楠田英世、箕作麟祥、司法少書記官兼太政官少書記杉山孝敏、黒川誠一郎、太政官権少書記官磯部四郎ら編纂委員を選び、ボアソナード起草の草案を中心に本格的な民法編纂に着手した。6月2日民法編纂局の機構が定められ、委員は討議員と分任員に分たれ、討議員は専ら法案を討議、分任員は草案編纂事務を担当した。分任員は4課に分たれ、第1課は仏文を以て草案を起草、第2課は法案作成に必要な語彙の編成、第3課は条文の文章の修正等、第4課は現行民事慣例の収集が任務で、中心の第1課の分任員には箕作麟祥、黒川誠一郎、磯部四郎及び法律顧問ボアソナードが任命された。第1課においてボアソナードにより仏民法を模範とする草案が起草され、分任員によって翻訳が行なわれたが、箕作の功績大である。

そして、分任員が熱心に草案を起草したが、編纂事業は容易に進行せず、難航を極め、当初予定の14、15年中には成了ならず、さらに16、17、18年と年を重ねても成了ならず、明治19年3月に至って漸く財産編及び財産取得編1,000余条の脱稿をみた。そして大木委員長はこれを内閣（伊藤内閣）に呈上した。そして、内閣はこれを元老院の審議に附した。

ところが、草案は未審議のまま、法制局に返付された。理由は、不平等条約改正、領事裁判権撤廃のためにウエスタン・インシブルによる諸法典を外務省が統一的に編纂することになったからであった。

(二) 民法編纂局廃止後に於ける司法省内民法草案編纂委員の編纂

明治19年3月、民法財産編・財産取得編が内閣に呈上されるとともに3月末を以て民法編纂局は廃止されて、同年4月司法省内に民法草案編纂委員会が設置され、法典残部、殊に人事編の起草が継続された。委員は磯部四郎(検事)、高野真遜(司法省参事官)、熊野敏三(同)らであった。ただし、人事編の成了はなされなかった。

(三) 井上馨主催外務省法律取調委員会における編纂事業

不平等条約改正に取り組んでいた井上馨外相が、領事裁判権撤回のためには泰西主義による諸法典編纂を短期日に完遂することを痛感し、新たに外務省において諸法典を編纂しようと、明治19年8月6日に外務省に法律取調委員会を設置し、自ら委員長になって民法その他を一気に呵成せんとした。

井上馨の法律取調委員会の委員には、西園寺公望(特命全権大使)、三好退蔵(司法次官)、ボアソナード(内閣法律顧問)、カーキード(司法省雇法律顧問)、ルードルフ(同)が任命され、また取調委員書記に今村和郎(法制局参事官)、栗原省吾(司法大臣秘書官)、本多康直(司法省参事官)、浦力雄(司法書記官)、都築馨(外務省参事官)を任命し、法典編纂の準備をはじめ、20年4月12日にいよいよ諸法典の起草に着手することになり、さらに委員として、陸奥宗光(弁理公使)を法律取調委員副長となし、箕作麟祥(元老院議官)、レースラー(内閣顧問)、モッセ(同)、バルヒマン(法律取調委員会雇)らを委員に任命して、法案の起草をすすめた。

しかしながらである。明治20年7月に至って、井上の条約改正運動は頓挫することになった。それは法律顧問のボアソナードが6月1日に

異例の外交意見書を政府に上申し、井上の改正条約案（外人法官の採用等）の不合理・屈辱的な点を指摘した。これが契機となり、世論が沸騰し、とりわけ閣僚の谷干城は改約案を指弾し、ついに井上は7月29日条約改正の無期延期を表明し、9月17日に外相を辞任した。

そして、井上馨は外務省の法律取調委員会は司法省の委員会に移して、継続することが適当だと伊藤総理に建言し、その旨決定された。

（四）明治20年10月以後旧民法典成了時までの編纂過程

明治20年10月21日、井上が法律取調委員長を辞め、法律取調委員会は司法省に移管され、時の法相山田顕義が取調委員長となって、民法等諸法典編纂事業が継続することになった。新組織と共に委員の任命が行なわれ、委員会は法律取調委員と法律取調報告委員より組織された。取調委員には三好退蔵、箕作麟祥が残留し、新たに元老院議官又は高官の司法官が任命された。報告委員には司法官、司法書記官、司法参事官等の働き盛りの少壮法律家が任命された。

第1回帝國国会前に編纂完了し、元老院を通過せしめるために山田委員長以下一同の精勤ぶりは筆舌につくし難いものがあった。山田委員長は法典伯の名に背かず会議には必ず出席して、終始熱心に審議をリードした。

取調委員、報告委員中、民法草案編纂に関係したのは誰であるか。草案の大部分、即ち、財産編・財産取得編の大部分・債権担保編・証拠編はボアソナードにより起草されたものを報告委員磯部四郎らが翻訳したのであるが、すでに19年にできていたから順調に進行した。他方人事編及び財産取得編中相続その他に関しては本邦古来の民俗慣習をよく参酌し、国情に沿う草案を立案することが必要であったので邦人委員の手により、人事編は報告委員熊野敏三が起草し、財産取得編中の相続・贈与・遺贈・夫婦財産契約に関する部分は報告委員磯部四郎らが起草した。

かくて、①明治21年12月27日、民法草案財産編・財産取得編・債

権担保編・証拠編が山田委員長より内閣総理大臣に、②明治23年4月1日、人事編が山田委員長より内閣総理大臣に、③4月21日に財産取得編残部、即ち相続・贈与・夫婦財産契約に関する部分が、山田委員長より内閣総理大臣に呈上され、元老院の議に付された。元老院では三浦安、村田保などの猛烈な反対があったが、山田委員長は強引に反対を押し切った。

そして、明治22年7月財産編・財産取得編・債権担保編・証拠編が元老院で議了し、また、23年9月に人事編、財産取得編残部が元老院で議了し、枢密院に送られ、審議・議了した。

そして、明治23年3月27日、天皇の裁可を得て、4月21日の官報において法律第28号をもって民法中財産編・財産取得編・債権担保編・証拠編が公布され、同年10月6日、天皇の裁可を得て、10月7日の官報において法律第98号をもって民法中人事編・財産取得編中相続・遺贈・贈与・夫婦財産契約の部分が公布され、明治26年1月1日施行されることになった。

以上が明治13年より23年まで、旧民法公布に至る約10年間の概略であるが、この文化的建設的大事業関係中、特に大きい功績を称えられねばならぬのは、大木、山田の両名及び10年の長きにわたって直接草案の起草・調査・翻訳の衝にあたった箕作、磯部、ボアソナードの3人である。

(五) 旧民法

明治23年完成の旧民法典は明治13年ボアソナード起草の草案を基案として成功したものであり、数次の変遷はあるが、終始自然法学的見地より近代法の先駆たる仏国民法に範を取って編纂されたもので、内容・体裁・編別ともに仏法に類似している。以下、その簡単な説明・批判をしよう。

①編別・体裁は仏国民法に範をとっている。だが、仏民法が人、財産、

財産取得の3編編成となっているのに反し、人事編、財産編、財産取得編、債権担保編、証拠編の5編となっている。

②旧民法の指導原理は、不平等条約改正のためにはウエスタン・インシプルの民法法典をもつことを必要とする外的要因に基づき、近代ヨーロッパ民法の先駆をなす仏国民法を母法とした泰西流の民法である。従って、個人人格の絶対尊重を理想とし、人権宣言によって宣言された所有権絶対の原則・契約自由の原則・自己責任原則の3大原則が法典精神の奥底を貫流する極めて自由主義的な近代私法たることで、現行民法と同様である。

③欠陥としては

- 民情を異にする異国人、しかも只一人の仏人自然法学者の手で起草されたこと
 - 原案が外国語で書かれていること
 - 取調委員、報告委員は箕作、磯部、熊野、井上、宮城など仏法系法学者が多数であったこと
 - 民法編纂者と商法編纂者との連絡が充分でなかったこと
 - 短期間で法案を成了せんとして委員の法理論争を極力封じ、その結果、英米法やドイツ法学的見地よりする法案の批判論議が行なわれなかったこと
 - 元老院では逐条審議でなく一括審議がなされたこと
- 以上の事情は次の如き大きな欠陥を生ぜしめた。

- (a) 我が民情旧慣に悖る条項、国民生活に適応せざる規定が多数存在すること
- (b) 近代ヨーロッパの他の進歩的な立法学説、例えばドイツ民法草案などや英米法が参酌されていないこと
- (c) 編別分類に学理的にみて不合理な箇所があること、即ち第1編の人事編においては人格及び能力に関する規定と親族関係規定が

混同されていること、財産編においては異質の物権規定・債権規定が包含されていること、財産取得編において身分関係の家族相続規定が含まれていること等

- (d) 私法実体法たるべき法典が公法規定を包含していること
- (e) 条文が錯雑、重複がみられ、欠漏が多いこと
- (f) 商法と民法の起草者が異なっていたため、立法の統一性を失っていること
- (g) 定義、説明、引例が多く煩雑であること
- (h) 翻訳調に流れ意味不明瞭な規定が相当存在すること

以上は、清浦奎吾や仏法学者にして仏法系法典には比較的同情あるべき筈の富井政章博士によって指摘された新法典の欠陥である。この旧民法の欠陥への批判は、特に旧慣民情を無視する点多しとして、中止、延期運動が白熱化し、第3議会で頂点に達し、延期派が勝利し、旧民法は永久に葬りさられることになるが、それについては稿を改めて述べることにする。

④旧民法ならびに草案の我国に及ぼしたる諸影響

多くの欠陥を有し、悲劇的運命を辿った法典であるが、旧民法並びに草案が我国に及ぼした諸影響について見ておこう。

- (a) 現行民法はドイツ民法第1草案に範をとり、僅か3年で制定されたが、その成功の蔭にはこの旧法典が編纂上参考となり、現行法完成の礎石資料となったことである。
- (b) 旧法典及び草案は明治初以来現行民法施行にいたるまでは、単なる草案にとどまらないで、一般民事裁判の準拠となったことである。この点、草案の影響は特筆すべきである。
- (c) 旧民法並びに草案は我国法学の発達に大きな影響を与えた。殊にフランス法学の隆盛をもたらしたことである。
- (d) 明治23年完成の旧民法その他商法、民事訴訟法、裁判所構成

法は帝国憲法と共に欧訳されて、25年9月ジュネーブで開催された国際公法学会に金子堅太郎により提出され、各国の法学者の広く認める所となって、同会は日本に於ける領事裁判権撤回を決議するに至ったことである。そして、この学会決議はやがて我国の不平等条約が改正される原因となった。その意味で、旧民法典は実施こそされなかったが、条約改正を促進する有力な要因となったのであり、その第一義的使命を果たし、意義は多大である。（昭和16年9月6日）⁸⁸⁾

星野通のこの論文について、少しコメントしておこう。

- ①星野通が旧民法の編纂過程について緻密な歴史研究を行ない、旧民法の指導原理・特質ならびにその問題点・欠陥について客観的に考察したことはその後の編纂史研究の礎石を築いた点で功績があろう。
- ②旧民法は流産したものの、新民法典制定の礎石となり、裁判の準拠となったり、不平等条約改正の促進要因となったり、その歴史的役割・意義を高く評価しているが、妥当な評価であろう。
- ③星野通は、旧民法典の性格、評価について、幾多の欠陥はあるが、基本的には「自由主義的な近代私法たること現行民法と同様である」とまで言い切っていることである。財産関係では確かにそのように言い得るが、身分法関係で家制度、女性卑賤、男子単独相続等の前近代的側面があるのに、その具体的分析、説明をしておらず、旧民法＝現行民法とか、近代私法とかいうのは論証不足、説明不足ではないかと思う。

同年11月星野通は、東大法学協会雑誌第59巻第11号に「資料 続明治民

88) 星野通「明治民法編纂史の一齣（その二）」『松山高商論集』第4号、昭和16年10月。

法編纂史」を掲載した。本誌第57巻第12号に掲載された「資料 明治初期民法編纂史」の続編で、それは、『松山高商論集』第4号「明治民法編纂史の一齣（その二）」の転載であった。

1941（昭和16）年は創立18周年に当たる。『松山高商新聞』第169号（昭和16年10月25日）は松山高商18周年記念特集号を発刊した。その紙面に田中忠夫校長が「建設途上の学園」、伊藤秀夫生徒課長が「緑化された学園」を記し、発展・躍進整備される学園の状況を報告している。また、星野通には編輯子から学園回顧を要請され、「回顧十七年」を執筆している。星野通の「回顧十七年」の大要は次の如くであった。

「赴任したのが大正14年の春だから、丁度今年で17年になる。いわば半生をここでご厄介になった。当時生徒だった増岡、浜田両君が中堅教授になっていることを思えば、歳月余りに速きこと感慨無きを得ない。着任してみたら中学時代の同級生が2人もいて慌てふためいた。相前後して着任した大鳥居君はゲレルテンカールになって風格が出てきた。また、新帰朝の古川君もスッカリグレーヘアの品のいいプロフェッサーになってしまった。頭髪のウスラ寒さを嘆ずるもの豈此の兩人のみならんや。

学校はその頃創立3年目で、一学年定員50名づつの小さい寺子屋式のものであったが、今日はこの盛況を見るに到った。輪奐の美は漸く整なはんとし、誠実な教授団は今や私学高商の帝王的地位を世に誇らんとしている。これ皆田中校長の非凡な才と学問に対するよき理解の然らしむ所であり、生徒諸君も我等も等しく感謝しなければならない。生徒諸君も一頃に比して一段と勉強し又読書するようになってきたと思う。市内の一流書店に高校生より高商生のお客が多いなどと言ふ噂を耳にすると本当に嬉しい。今後も大過なくご奉公して学園協同体の健全な発展のために微力を尽くしていきたい。往時を思えば夢の如しだが、取り留めない思い出を1つ2つ。

その昔天下の耳目を驚動させたのは大正14年夏の瀬戸内海横断遠泳だった。生徒5名梅津寺浜から内海60マイルを4日間で泳ぎ切り中国の柳井港まで行ったが、満天下の新聞はヤンヤンとこの壮挙を書き立て、無名の一田舎高商は一躍その名を天下に知られることになった。我等は之を毛唐のドーヴァチャンネル泳断の壮挙に比べたりして大いに気をよくしたのだった。計画者は先頃まで大連高商の教授をしていた村川君であり、初代加藤校長は自ら警護船にのって柳井港まで同行されるという熱狂ぶりであった。いづれにしても思い切ったことをやったものである。

年々の校友会の夏期遠征に同行することも嬉しいことの一つであった。生徒諸君と優勝の喜びをともにすること10回位あったろうか。勝つ毎に優勝のマスコットなどとおだてられ、元來人間がシンプルなだけに終わりには優勝と自分との間に何か関係があるような錯覚さへ起こしそうになって皆に笑はれたりした。何にせよはち切れそうな元気のいい生徒諸君と苦楽をともにした旅行は忘れ得ぬよき思い出である。優勝はテニスが全国高専制覇1回、関西高専大会優勝5回、剣道全国高専1回、柔道の全国高商大会3連覇。勝て帰る愉快さは格別だが、殊に銀座をカップをかついで自動車でねったあの第1回テニス高専大会優勝の時のうれしさや真紅の優勝旗を抱いて夜を徹して痛飲した本郷の宿舎の剣道全国高専大会優勝など、今も脳裏に焼き付けられている。

思い出はこの位にして、年の瀬を前に学園を去り、年明ければただちに国防の第1線に或いは産業要員として御奉公せねばならない超非常時の新卒業生の多幸を心より祈念しつつ擱筆、皆々どうぞ[可]措身命別不措身命の気持ちで自重して御国のために活動してください⁸⁹⁾

1941（昭和16）年10月16日、近衛内閣が総辞職し、18日東条英機内閣が

89) 『松山高商新聞』第169号、昭和16年10月25日。

成立した。そして、12月1日、御前会議で対米英蘭開戦を決定し、8日、マレーと真珠湾の攻撃を行ない、太平洋戦争がはじまった。

12月16日、第14回卒業の船谷利章が、「大東亜戦争」勃発とともに出征中、壮絶な死を遂げた⁹⁰⁾

12月26日、文部省の指示で3ヶ月短縮した第17回卒業式が挙行された。川上善三郎ら163名が卒業した。この日の卒業式の式次第が『三十年史』に載っている⁹¹⁾

星野通は卒業生に対し、次のような饒の言葉を贈っている。

「青淵渋沢翁はその令息達が事業に着手せうとする時、①それが道理正しいかどうか、②時運に適して居るかどうか、③人の和を得て居るか、④その分ふさわしいかどうかの諸点につき特に注意するよう諭されたと言ふことである。将来実業人、産業人として、世に処してゆかれる諸君に私は財界巨人の掬すべきよき言葉をはなむけとして贈りたいと思ふ」⁹²⁾

1942（昭和17）年2月、報国団の部長が変更があった。星野通は報国団の鍛練部長であったが、身体の状態が良くないとの理由で辞任し、代わって古川洋三が鍛練部長に就任している⁹³⁾

1942（昭和17）年3月23日、学園拡張計画にもとづく校舎4号館（平屋建て、大合併2教室）が竣工した（場所は元、プール跡、講堂・図書館の西側）。

9) 1942（昭和17）年度

1942年度の校務も西依六八が教頭兼庶務課長、大鳥居蕃が教務課長、伊藤秀夫が生徒課長を続け、田中校長を補佐した。星野通は図書課長を続けた。

90) 『松山高商新聞』第172号、昭和17年2月5日。

91) 『三十年史』94頁。

92) 『松山高商新聞』第171号、昭和16年12月30日。

93) 『松山高商新聞』第172号、昭和17年2月5日。

1942年度の入学試験は卒業式が繰り上げられたこともあり、例年よりも早く、3月5、6日に行なわれ、定員は前年と同じ200名に対し、志願者は2,653名もあり、前年と同じく狭き門となった。

4月1日に入学式があり、222名が入学した。田中校長は入学式の式辞で、今事変の意義は大東亜共栄圏の確立で、共栄圏の面積は豪州を含めて約2,000万平方キロ、これは日本本土の38万平方キロ、朝鮮台湾含めて68万平方キロに比べて実に広大であり、人口も日本の1億余りに対し共栄圏総人口は7億である。これにインドを含めると総面積2,400万平方キロ、総人口11億で世界の半ばに当たる。日本はこの大東亜の建設、英米勢力の駆逐による大東亜の蘇生にとりくまねばならない、そして、そのためには日本人の指導力が極めて重大であり、また諸君の使命もまことに重大であると、叱咤激励した⁹⁴⁾この時に入学した生徒に、後に大阪大学教授になる作道洋太郎氏がいる。

本年度の星野通の担当科目は前年と同様である。

本年度、卒業生の戦死が続いた。本校第12回卒業生の亀井廸男が戦死した(日にち不明)⁹⁵⁾また4月12日、第12回卒業生の田中澄雄がビルマ戦線で⁹⁶⁾さらに5月7日に、第15回卒業生の松田喬がフィリピンの上陸後バターン半島の攻略戦の中で戦死した⁹⁷⁾

そんな中、星野通は『松山高商新聞』第173号(昭和17年4月25日)に「フィラテリー起原考」を投稿している。それによると、郵便制度を創始したのはイギリスであり、切手をはじめて発行したのもイギリスで、それは1840年5月1日であり、程なくして切手収集趣味がはじまったと、述べている⁹⁸⁾

本年度は国家・軍の圧力が学園に一層強まって来た。5月7日、文部省(橋田邦彦文相)に前年11月に申請していたカリキュラム改正の認可が下りた。

94) 『松山高商新聞』第173号、昭和17年4月25日。

95) 同。

96) 『松山高商新聞』第176号、昭和17年9月18日。

97) 『松山高商新聞』第175号、昭和17年7月15日。

98) 『松山高商新聞』第173号、昭和17年4月25日。

カリキュラムの戦時編成であった。その要点は、①体操各学年3時間を体操1時間、教練2時間に区分したこと、②国史、日本産業論、東亜経済論、植民論、経済法など新科目を設置したこと、③法学通論、憲法の時間を0.5時間増やしたこと、④英語の時間数を3カ年22時間を16時間に削減したこと、⑤商業科目中、外国為替、貿易、市場論等の各科目が独立科目としての姿を消したこと、などであった⁹⁹⁾ 敵性語の縮小であり、戦争に役立たない科目の廃止であり、カリキュラムの戦時化であった。

6月10日には、第13回卒業生の山本博が中国戦線で戦死した。また第15回卒業の福田鉄雄も中国戦線で戦病死した¹⁰⁰⁾

7月14日に、文部省・軍の圧力で住谷悦治教授が退職することになり、また太田明二教授が京城高商に転任のため、また、学校では両教授の告别式を行なった。住谷教授は昭和12年に松山の土になる覚悟で赴任してきたのに、僅か5年で辞めねばならなくなったことはまことに残念で、断腸の思いである、私は人前では泣きません、泣きたければ一人になった時に泣きます、ゲートルのように、などと述べ、松山高商の5年間は立派な校長先生の指導のもと幸福で愉快にすごすことが出来たと感謝し、別れに臨んで鑑真和尚の弘法のための強靱で不撓不屈の精神、又芭蕉が鑑真の墓の前で泣いたことを紹介し、最後に諸君はこれからの人生に幾度が断腸の思いを経験することがありますが、その時はじっとそれを噛みしめて鑑真の強靱な意志と文化のための努力を想い、大東亜共栄圏の文化発展のためにお尽くし下さいと別れの挨拶をした¹⁰¹⁾ 田中校長も住谷教授を擁護したが、駄目であった¹⁰²⁾

99) 『三十年史』93頁。

100) 『松山高商新聞』第176号、昭和17年9月18日。

101) 同。

102) 田中校長が軍と折衝したことについて子息の住谷馨が回想している。「戦後知ったことは、当時普通寺にあった陸軍の師団司令部から直接、学校長の田中先生へ『住谷悦治は学生に会うことを禁止する』という通達があったとのことでした。教師が学生に会えないことは教師ではなくなる事です。田中先生は普通寺まで行って父の立場を説明し、援護して下さいそうです」(住谷馨「わが家の救世主田中忠夫先生『田中忠夫先生』220頁)と述べている。

軍の圧力が学園に襲いかかってくる中、星野通は民法典論争の研究に没頭しており、その成果を8月『民法典論争資料集（上）』（松山高等商業学校商経研究会「研究彙報」第8号）、11月『民法典論争資料集（下）』（同「研究彙報」第9号）として出版した。その目次を掲げておこう。

『民法典論争資料集（上）』

「はしがき

第一部 民法典論争の概観

- (一) 序戦
- (二) 商法典戦
- (三) 英法学派、仏法学派
- (四) 論戦本格化とその成敗
- (五) 論戦の原因、史的意義

第二部 資料編

第一 延期派論文

- | | |
|--------------------------|--------|
| (一) 法学士会ノ意見ヲ論ズ | 増島六郎 |
| (二) 英法ノタメニ妄ヲ弁ズ | 岡野敬次郎 |
| (三) 箕作司法次官演説ヲ分析セヨ | 奥田義人 |
| (四) 民法財産編批評 | 江木 衷 |
| (五) 嗚呼民法証拠編 | 花井卓蔵 |
| (六) 明治二十二年の法律社会及法理精華 | 法理精華社説 |
| (七) 証拠法論 | 法理精華社説 |
| (八) 法律ノ学士磯部ノ四郎大先生ノ五議論ヲ評ス | 鳥居錦次郎 |
| (九) 新法典概評 | 法理精華社説 |

第二 断行派論文

- | | |
|-------------|------|
| (一) 法理精華ヲ読ム | 磯部四郎 |
| (二) 法律編纂ノ可否 | 井上操 |

- | | |
|-------------|------|
| (三) 法典發布ニ就テ | 岸本辰雄 |
| (四) 新法發布ニ就テ | 両角彦六 |

『民法典論争資料集（下）』

「はしがき

第一部（明治二十四年中に発表されたもの）

(イ) 延期派論文

- | | |
|---------------|---------|
| (一) 法学新報発行之主趣 | 法学新報社社説 |
| (二) 国家的民法 | 穂積八束 |
| (三) 民法出デテ忠孝減ブ | 穂積八束 |

(ロ) 断行派論文

- | | |
|---------------------------|------------------|
| (一) 発行ノ辞ト共ニ法治協会ノ主義綱領ヲ明カニス | 法治協会 |
| (二) 法治協会雑誌発行ニ就テ | 名村泰蔵 |
| (三) 法典ノ修正実施先後論 | 和田守菊次郎 |
| (四) 我国法律上ノ慣習ニ就テ | 飯田宏作 |
| (五) 新法制定ノ沿革ヲ述ブ | 磯部四郎 |
| (六) 我帝国ニ於ケル法典ノ利害如何 | 大井憲太郎 |
| (七) 新法典ノ十大原則ヲ明カニス | 塩入大輔 |
| (八) 法典断行ノ意見 | 楠木正隆 |
| (九) 法典ト条約改正 | 白眼道入立案
信岡雄四郎筆 |

第二部（明治二十五年発表されたるもの）

(イ) 延期派論文

- | | |
|---------------------|--------|
| (一) 法典批評－人事編ノ抵触及ビ重複 | 奥田義人 |
| (二) 民法証拠編ノ欠陥 | 土方 寧 |
| (三) 読法典実施断行意見書 | 法学新報社説 |
| (四) 法典実施延期意見 | 同社説 |

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| (五) 法典断行説ノ妄ヲ論ズ | 奥田義人 |
| (六) 法典実施断行論者ノ自白 | 高橋健三 |
| (七) 法典ト条約改正 | 花井卓蔵 |
| (八) 法理上ニ於ケル民法財産編欠点 | 法学新報社説 |
| (九) 民商法交渉問題 | 松野貞一郎 |
| (十) 法典延期法律案両院ヲ通過ス | 法学新報社説 |
| (十一) 法典問題 | 法学新報雑報 |
| (十二) 法典一部延期論ノ妄ヲ弁ズ | 同社説 |
| (ロ) 断行派論文 | |
| (一) 第三議會ト司法省 | 法律雜誌社説 |
| (二) 法典実施ト司法官ノ団結 | 同社説 |
| (三) 法典実施断行ノ意見 | 法治協会 |
| (四) 法典実施断行意見 | 和仏法律学校校友会 |
| (五) 明法会設立目的及び会員 | 明法誌叢記事 |
| (六) 法典実施意見 | 梅 謙次郎 |
| (七) 我カ最後ノ決心 | 法律雜誌社説 |
| (八) 法典ノ実施ニ関スル明法会員ノ意見 | 明法誌叢記事」 ¹⁰³⁾ |

星野は『民法典論争資料集（上）』の「はしがき」で、本資料集は星野年来の研究である明治民法編纂史の一齣というべき法典論争の全貌とその意義を専ら原史料によって明らかにするために、断延両派の論文中、主要なものを蒐集し系統的に分類したもので、当時の激しい論戦を物語る生々しい記録で貴重な史料であると述べている。そしてその史料の筆録は中央大学生の宇高直君と明治大学の仙波正弥君（ともに星野通の教え子）の半年に及ぶ血の滲む様な筆写のお蔭と感謝している。

103) 星野通『民法典論争資料集（上）（下）』松山高等商業学校商経研究会「研究彙報」第8号，第9号，1942年8月，11月。

そして、星野は旧民法典論争を「法学史的にみれば明治初中期に於ける我が法学界の2主流法学派、英法学派、仏法学派の熾烈な論争であり、更に又社会思想史的政治思想史的に見れば国権主義官僚主義と自由民権主義、旧慣尊重の保守主義思想と進歩主義思想との相剋」と位置づけた。

『民法典論争資料集(上)』第一部の「民法典論争の概観」について、少しコメントをしておこう。

- ①『民法典論争資料集(上)』の第一部の「民法典論争の概観」は、『松山高商論集』第1号所収の「日独法典論争の顛末」を基礎として、その後の蒐集原資料への沈潜により全面的に書き改めたものである。資料的には充実し、資料を踏まえ、英仏法両派の主張をより詳しく論じたのは学界への大きな貢献であろう。
- ②『松山高商論集』第1号の「日独法典論争の顛末」では英仏両派の論争の是非については慎重に判断を避けていたが、『民法典論争資料集(上)』では、仏・英法両派の対立を自然法学対歴史法学の対立のみならず、「進歩主義思想と保守主義思想、自由民権主義思想と国権主義・藩閥官僚主義思想との論争、謂はば相対立するイデオロギーの相剋を浮刻する思想戦」「自由主義的進歩主義に対する国権主義・旧慣主義的保守主義の抗争」「歴史法学対自然法学の外衣を装うた保守主義と進歩主義、国権主義・半封建的旧慣尊重主義と自由民権主義との対立と言ふ政治的社会的イデオロギーの相剋」(同、26~27頁)という、日本資本主義・日本歴史・日本政治史・日本思想史の中に法典論争を位置づけ、その社会思想史的、政治思想的イデオロギーの相剋面を浮き彫りにしたことであろう。それは新しい資料として、断行派の中に、大井憲太郎や塩入大輔等の民権派を発見したこともその一因であろう。

また、『資料集』では平野義太郎の1930年8月の『法律時報』掲載の「明治法學史における一学派」を引用しており、読んでいたことが分かり、

法典論争の性格規定につき、平野説「自由主義と半封建的専制主義、改進黨論と保守論との対立・相剋」に似ており、マルクス主義者の平野説を受け入れ、それをさらに詳細に発展させたと見て良いだろう。

- ③そして、星野通はこの法典論争の史的意義として、法学的には価値の低い論戦であったが、「直訳的な外国法の継受を一擲し、進歩せる近代法理學説と固有の民俗との調和的攝取によってわが社会的地盤に適合せる法典を制定せんとする自主的立法への道を拓いた点において、それは我が立法政策史上注目すべき画期的な重要事件であったと言ふべきである。我々はここに二十六年法典調査会が設置され、梅、富井、穂積三博士を中心に旧民法修正の名の下に、実は全く新しい民法典の編纂が開始されたと言ふ事実を何よりもさきに想起せねばならないのである」（29～30頁）と述べ、星野通は次の法典調査会及び現行法典の研究に邁進することになったのである。

1942（昭和17）年9月、星野通は「ロスコー・パウンドの法目的論」を『松山高商論集』第5号に執筆した。

1942（昭和17）年9月12日、第18回卒業式が挙行され、180名が卒業した（後、再試で185名）。本年の3年生は、卒業が6カ月間短縮され、卒業生は戦場へ、銃後の職場へと散っていった。その1人に染次正がいる（柔道部、後、1944年6月フィリピンで戦死）。卒業式において田中校長は人文主義を超克して新しい世界文化、及び東亜共栄圏文化建設のために挺身すべきことを訓辞し、卒業生を叱咤激励した¹⁰⁴⁾

卒業生の戦死は続いた。12月20日、第16回卒業の足立賢次が東部ニューギニヤで戦死した¹⁰⁵⁾

1943（昭和18）年1月、新年の拝賀式において、田中校長は訓示を行ない、

104) 『松山高商新聞』第176号、昭和17年9月18日。

105) 同。

大東亜戦争は2年目を迎え、米英両国はたくましく立ち直ってきており、今年はまだ経験せざる国難にぶつかるだろう。学校生活も重大時局に対応していかなければならない。私は映画のハワイ・マレー沖海戦を見てしみじみ泣いた。18、19歳の若い少年航空兵が御国のために死ぬ覚悟をしていたとはまことに敬服し感激するところです。我々は学校を通じて国家に御奉公することを考えねばなりません、などと述べた¹⁰⁶⁾

1943(昭和18)年に入ると、戦局はますます厳しくなった。前年からのガダルカナルの戦いは敗北し、2月1日から撤退がはじまった。各地で玉砕がつづいた。山本五十六連合艦隊司令長官も4月18日戦死した。

本年1月、田中校長は太田明二教授の後任として、吉田昇三を教授として採用した。吉田氏は大阪商大時代の賀川英夫教授の同僚で、賀川の尽力で採用した¹⁰⁷⁾

同年2月5日、田中校長の生みの親で、若き田中校長を支えてきた教頭であり庶務課長の西依六八教授が死去した。西依教授は1882年佐賀県生まれ、1909年7月京都帝大理工科純正化学科卒。日本製布株式会社に勤務し、次いで立命館中学高等予科、満鉄中央試験所に勤務したのち、1923年4月本校教授に就任し、商品学の権威であり、野球部長を長く務め、松山高商の名を全国に高からしめた教授であった。また、教員出身の最初の法人理事であった。享年61歳¹⁰⁸⁾ 学校は2月7日校葬をして応えた。なお、庶務課長の後任は増岡喜義(1943年3月から)、後任理事には伊藤秀夫が就任する(1943年9月から)。

106) 『松山高商新聞』第180号、昭和18年1月30日。

107) 吉田昇三は和歌山県出身。昭和4年和歌山高商卒、10年まで大阪商大の助手を勤め、広島県立商業学校で教鞭をとっていた。メンガー、ゴットルなどの研究者である(『松山高商新聞』第180号、昭和18年1月30日。吉田昇三「田中忠夫先生を偲ぶ」『田中忠夫先生』120~123頁)。

108) 西依・賀川両教授追悼祈念論文集『松山高商論集』第6号、昭和19年5月。

10) 1943（昭和18）年度

1943年度の校務も大鳥居蕃が教務課長、伊藤秀夫が生徒課長を続け、また、増岡喜義が故西依六八の後任の庶務課長となり、田中校長を補佐した。星野通は図書課長を続けた。

1943年度の入学試験が3月10、11日に行なわれ、定員は前年と同じ200名に対し、志願者は2,806名で、前年（2,653名）を上回り、狭き門が続いた。4月8日に入学式があり、215名が入学した。

田中校長は入学式の式辞で、時代は益々躍進を遂げ、東亜の新秩序は印濠を含めて2,400万平方キロ、人口11億人であり、我々日本人は世界人口の半分を占める地域の盟主となり、その指導者に立とうとしている、そのために学校教育がますます必要である、今日、実学、科学教育とは工業と言われるが、工業だけでなく、簿記・会計・一般教養・商業などの高商教育も必要であると言い、新入生を叱咤激励した¹⁰⁹⁾この時入学した生徒の中に、後、松山商科大学学長になる梶原晴（後、稲生家に入り稲生晴）がいる。

本年度の星野通の担当科目は、前年度と同様であった。

1943（昭和18）年度は創立20周年に当たる。学校は職員、生徒より委員を選び、記念祭を計画した。その計画は記念行事と記念事業で、大体は次の如くであった。

記念行事としては、5月15日20周年記念式典、16日関係物故者慰霊式、17日運動会、展覧会、そして22日に安倍能成、上原専祿氏の講演会等、記念事業としては、創立20周年の『松山高商論集』、『日本特殊産業の展相』の出版、『戦没勇士追想録』、懸賞論文の募集等であった¹¹⁰⁾

5月15日、本校は創立20周年の記念式典を文部大臣代理、知事代理、高松高商校長、商工会議所会頭、新田家代表等の臨席を得て挙行した。その式典において、田中校長は高商の発展ぶりを報告し一定員を当初の150名から昭和

109) 『松山高商新聞』第182号、昭和18年4月30日。

110) 同。

16年には600名に増やし、大東亜共栄圏建設という国策に協力して「支那語科」を特設したこと、また、学校経営と教育の方針、訓育方針を論じ、最後に今大東亜共栄圏建設のために科学教育の必要が叫ばれているが、個々の技術に囚はれて全体を見失ってはいけない、戦争経済遂行上の難点が物資と人員の適正配置にあり、そのためにも高等商業学校の教育が重要だと述べ、挺身戦域奉公の誠を致すとその覚悟を披瀝した¹¹¹⁾

5月16日、田中校長は学園の物故者への慰霊式を挙行了た。物故者は加藤校長ら184名で、また戦死者31名であった¹¹²⁾

そして、松山高等商業学校は、20周年記念事業の一環として『戦没者勇士追想録』を出版した。日中戦争、太平洋戦争の激化に伴い、本校関係者の戦死者が少なからず出たため、戦死者を勇士とし、その武勲、尽忠の至誠を讃え、そしてあとに続く温山会員の士気を励まし、叱咤激励するためであった。編集委員長は田中忠夫で、田中は今次の戦争は1000年に一度あるか無いかの世界史的な大事件であり、この戦争に君（天皇）のために殉じ、死を覚悟する精神はまさに日本道徳史における「金字塔」だと讃え、さらに、この昭和武士道の精神を日常生活の各方面に拡充し、さらに東亜の天地に拡充して11億民のために王道楽土を築き、大昭和武士道を完成することは、我々ならびに後をつぐ温山会員に残された課題だと述べている。なお、編集は高橋始、増岡喜義、浜田喜代五郎、賀川英夫が行ない、実際は賀川が全部引き受けた。

また、松山高商商経研究会は、創立20周年記念事業の一環として、共同研究『日本特殊産業の展相』を刊行した。それは、明治以降の伊予の産業の展開を考察したもので、515頁にわたる大部な画期的な研究成果であった。論文名を掲げると次の通りである。川崎三郎「伊予緋の研究」、大鳥居蕃「今治綿業の研究」、増岡喜義「伊予和紙の研究」、賀川英夫「松前のおたた研究」、太田明二「愛媛県に於ける銀行合同の研究」、賀川英夫「宇和島藩の財政と殖産興業」、

111) 『松山高商新聞』第177号、昭和18年9月18日。

112) 同。

賀川英夫「若松常齡の宇藩経弁」、住谷悦治「三瀬諸淵の研究」であった。なお、星野通は、法典調査会・現行民法の研究に専念しており、執筆していない。

6月25日、東条内閣は閣議決定で「学徒戦時動員体制確立要綱」を決めた。それは、戦争拡大につれて不足する労働力を学徒で補うためであった。以後、翌年から本校生徒にも勤労働員命令が来ることになった。

8月、賀川英夫教授が台北帝国大学文政学部助教授に転任のため退職した。ところが、台北帝国大学への赴任の途中、輸送船が不慮の災禍（米軍の潜水艦の魚雷爆撃）にあい、一家6人亡くなられた。享年37歳。悲劇であった¹¹³⁾

だが、時代の犠牲者は、住谷教授や賀川教授だけではなく。1943年には星野通にも及んだ。星野通は戦後の1948(昭和23)年1月に往年を回顧して次のように述べている。

「時代の犠牲者はこの人達ばかりではない。かく云う私自身も昭和18年些細な問題で当時病床に呻吟する身を東條法律と云われた言論出版集會社等臨時取締法で危うく検挙されかかった事があった。病気で辛うじてうまく不起訴となったが、特高幹部の臨床尋問三度、病中悲憤の涙に泣きくられたことであった」¹¹⁴⁾

文中「些細な問題」とはなにか。星野不二夫氏（星野通の次男）によると、「(博士は)『戦争に行くな、日本は負ける』といていることを理由にして、特高(特高警察)に捕まりそうになった」とのことであり¹¹⁵⁾星野通のこのよ

113) 賀川は宮城県出身。1930(昭和5)年3月東北帝大法文学部卒業、同学部経済研究室助手をへて、1932(昭和7)年大阪商大経済研究所に務め、1936(昭和11)年3月本校講師、1938(昭和13)年教授となり、経済史、経済地理等を担当した。賀川は精力的に研究し、『新東亜経済地理』『南方諸国の資源と産業』『南方経済資源論』など、大東亜の経済建設の研究に専念していた(西依・賀川両教授追悼記念論文集『松山高商論集』第6号、1944年5月)。

114) 星野通「回顧四分の一世紀」『筆のすさび』73頁。

うな言動が特高に伝わり、眼をつけられたためであった。

9月30日、戦争の悲劇のさなか、星野通は文部省の学術奨励金500円を受け、それまでの民法編纂史研究の集大成として『明治民法編纂史研究』をダイヤモンド社から出版した。その目次は次の通りである。

〔自序〕

第一部 論文編

第一編 明治初期民法編纂史

- 第一 民法典編纂の原因
- 第二 江藤新平制度局出仕時代の民法典編纂
- 第三 江藤新平左院副議長時代の民法典編纂
- 第四 江藤新平司法卿時代の民法典編纂
- 第五 大木喬任司法卿時代の民法典編纂事業
- 第六 資料（明治十一年一月完成民法草案一部）

第二編 旧民法典編纂史

- 第一 明治十三年より同十九年までの編纂経過
- 第二 民法編纂局廃止後における司法省民法草案編纂委員の民法編纂
- 第三 井上馨主催外務省法律取調委員会における民法編纂
- 第四 明治二十年十月以後旧民法典成了時までの編纂経過
- 第五 旧民法典

(一) 編別・内容 (二) 指導原理 (三) 欠陥

(四) 旧民法のわが国諸方面にあたへた影響

第三編 民法典編纂史の一環としての法典論争史

第一 序戦

115) 宮下修一「『民法典論争資料集』の復刻作業について」シンポジウム「『民法典論争資料集』の現代的意義」松山大学法学部松大GP推進委員会編、2014年、130頁。

第二 商法典及び英仏両学派

第三 論戦本格化とその成敗

第四 論戦の原因とその史的意義

第四編 現行民法典編纂史

第一 法典調査会設置の協議会

第二 法典調査会の成立とその組織

第三 編纂

(一) 起草 (二) 起草の分担 (三) 各種委員会

(四) 編纂上特に問題となった諸点

第四 民法修正案上程と帝国議会

(一) 総則物権編債権編の上程

(二) 民法中修正案親族編相続編の上程

第五 現行民法典

(一) 形式及び構造 (二) 性格及び指導精神

(三) 旧民法典との比較 (四) 民法典修正の努力

第六 結言

第七 資料（法典調査会完成議会提出現行民法草案）

第二部 民法典論争資料編

第一編 前期（明治二十二年五月法学士会「法典編纂に関する意見書」

発表の時より民法典公布前後までに断延両派によりて発表された主要論文）

第一 延期派論文

第二 断行派論文

第二編 中期（明治二十四年中において断延両派によりて発表された主要論文）

第一 延期派論文

第二 断行派論文

第三編 後期（明治二十五年初めより同年五月第三帝国議会当時まで
即ち両派の争ひの頂点に達した当時の論文であり、いずれも論
争の激烈さを物語るもの）

第一 延期派論文

第二 断行派論文¹¹⁶⁾

星野のこの著書は545頁にわたる大作である。うち、本文は208頁で、明治民法編纂の歴史と民法典論争、及び現行民法の編纂史からなっている。この著書はこれまでに発表してきた論文の訂正・加筆と新たな書き下ろしからなっている。それを示せば次の如くである。

本書 第一部 既発表論文

第一編

第一～第五 『松山高商論集』 第二号「明治民法編纂史の一齣」

第六 資料 松山高商図書館所蔵史料（明治十一年民法草案第三編）
転載

第二編 『松山高商論集』 第四号「明治民法編纂史の一齣（その二）」

第三編 『松山高商論集』 第一号「日独法典論争の顛末」及び『民法典
論争資料集（上）』の第1部「民法典論争の概観」

第四編 新たな書き下ろしであった。

この著書について、少しコメントしておこう。

- ①第一編～二編の民法編纂史部分はこれまでの既発表論文の訂正・加筆で論旨に大きな変更はない。

116) 星野通『明治民法編纂史研究』ダイヤモンド社、昭和18年9月。

- ②ただ、旧民法の性格・評価について修正・変化が見られる。第二編五の「旧民法典」の（二）「指導原理」において「個人所有権絶対性及び個人意思の自治、自己責任の原理を三指導原則とするこの近代法典〔注：フランス法典〕にその源流を汲むわが法典は、当然にまたこの性格において当然フランス法典と同様自由主義的個人主義的であり、上記私法三原則が全法典の奥底を脈々として貫流、強烈な指導精神となっている」（110頁）という評価—特に財産法において—は既発表論文と変わらないが、身分法分野では既発表論文に比し、少し修正・変化が見られた。即ち、身分法分野では、「家を重んじ親子関係を尊重する伝統的な我が家族主義と夫婦関係を親族の起点とするヨーロッパ個人主義との調和が立法者の主観的志図においては努力されていた」（110頁）と伝統的家族主義と個人主義の「調和」と加筆修正しているのが新しい変化である。恐らく、『松山高商論集』の第4号で旧民法を「自由主義的な近代私法」と言ったのは少し言い過ぎであったと気付いたのだろう。
- ③第三編の法典論争史の性格については「進歩主義と保守主義、自由民権主義と国権主義・藩閥官僚主義思想、謂はば相対立するイデオロギーの相剋」（144頁）を再確認して、論旨に変更はない。

第四編「現行民法典編纂史」が新たな書き下ろしであるので、この第四編の概要を紹介しよう。

「第一 法典調査会設置の協議会

民商法延期法律案が明治25年の第3帝国議會を通過し、それが明治25年11月22日裁可されたので、政府は新たに法典調査会を設置して民商法典を編纂することにした。

明治26年3月21日、首相伊藤博文は首相官邸に穂積陳重、梅謙次郎、富井政章らを招き、民法典編纂につき腹藏なき意見をもとめ、そ

の結果、同年3月25日法典調査会が設置された。

第二 法典調査会の成立とその組織

法典調査会は主査委員20名と査定委員21名からなり、主査委員のうち3名が起草委員に任命された。それは法科大学教授法学博士穂積陳重、富井政章、梅謙次郎の3氏で学界の至宝であり、この時穂積39歳、富井36歳、梅34歳という若さで、発刺気鋭の士によって起草編纂されることになった。

第三 編纂

〔一〕 起草

(イ) 起草方針

法典の起草は穂積博士提唱の各部分単独起草合議提案方法によった。

(ロ) 起草の方針

編纂は穂積博士の意見によりドイツ式編纂方法を採用し、当時最も進歩的なザクセン民法の編別に倣った。卓見であった。

そして、旧民法の如く1国家の法典にのみ倣う方法を採らず、最も進歩的とされたドイツ民法第1草案その他の世界各国の立法を参考にし、進歩的なヨーロッパの近代法理論と我国古来の美風良習を調和せんとする比較法学的構想のもとに編纂が行なわれた。

(ハ) 起草者、起草経過

梅謙次郎博士は司法省法学校首席卒業後フランスのリオン大学に留学、我がフランス法学界最高峰の学者、自然法学者で、民法典論争では断行派の総帥で、頭脳明晰、記憶力旺盛、弁舌流るるとき立法者として卓越した天才者であった。富井博士も梅博士と同じくリオン大学に留学、抜群の好成績で卒業し、26歳で法学博士の学位を得、フランス法学のみならずドイツ法学にも造詣

深く、篤実慎重、清高毅然たる性格の持ち主で、天才的立法者の一人であった。穂積博士は開成学校卒業後、イギリス、ドイツに留学、イギリス法学の泰斗であり、大陸法理、古代法理にも暁通した博学博識の学者で性格は円満、調和性に富み、錯綜する学説を整理し、紛糾対立する意見を調和する非凡の才能の持ち主であった。

起草委員会においては往々梅博士がフランス法学を主張するに對し、富井博士がドイツ法理論を以て対立し、穂積博士は独仏いづれに偏ることなく、裁決調和した。

〔二〕 起草の分担

起草の分担は次の如くである。

第一編 総則

第一章 人	梅
第二章 法人	穂積
第三章 物	富井
第四章 法律行為	
第一～三節	富井
第四節	梅
第五節	穂積
第五章 期間	梅
第六章 時効	梅

第二編 物権

第一章 総則	穂積
第二章 占有権	穂積
第三章 所有権	
第一節	梅
第二節	富井

第三節	富井
第四章 地上権	梅
第五章 永小作権	梅
第六章 地役権	梅
第七章 留置権	穂積
第八章 先取特権	穂積
第九章 質権	富井
第十章 抵当権	梅
第三編 債権	
第一章 総則	
第一節	穂積
第二節	穂積
第三節	梅
第四節	梅
第五節	穂積
第二章 契約	
第一節	穂積
第二節	穂積
第三節～第七節	梅
第八節	穂積
第九節	不明
第十節	富井
第十一節	富井
第十二節	富井
第三章 事務管理	穂積
第四章	不明
第五章 不法行為	穂積

以上は前三編までの起草であるが、親族編、相続編の起草者は現時点では不明である。

〔三〕 各種委員会

(イ) 主査委員会

起草委員の原案を審議する明治26年5月12日より27年3月2日まで21回にわたり開かれた。

(ロ) 委員総会

主査委員会で審議した原案を審議する委員総会は主査委員会と査定委員会の両者を含む全委員会であり、明治26年4月28日より27年3月23日まで14回にわたり開かれた。

(ハ) 法典調査委員会

起草委員提出の原案を主査委員会に附し、さらに委員総会の議決を得るのは法典編纂を遅延せしむるので、法典調査会の機構の簡素化がはかられ、明治27年3月27日新たに法典調査委員会が組織された。委員は穂積、梅、富井ら35名である。

新機構による調査委員会は明治27年4月8日から29年12月16日まで202回開かれ審議決定した。

(ニ) 整理会

整理委員は草案の仕上げにあたり、明治27年12月18日から28年12月30日まで12回にわたり開かれた。

そして、この4会議を通じて大雑把に言うならば、各委員の思想的傾向は、次の3つ、即ち、1つは保守的な旧慣伝統慎重派、2つは進歩的な個人主義自由主義思想派、3つは両者の中間を行く中庸派である。論戦は主として前2者の間で行なわれ、多くの場合勝利は進歩派に帰し、個人主義的現行法典完成の裏面には進歩派の思想、学問が大なる原動力となったのである。殊にその傾向は財産法、取引法或いはその通則的規定を含む民法典前三編に

において著しい。ただし、親族、相続の二編中には我が固有の大家族主義の如き伝統的なもの、日本的なものがあることは否定できない。

〔四〕 編纂上特に問題となった諸点

(イ) 意思表示効力発生に関する発信主義と受信主義（到達主義）の問題

富井博士はドイツ方式の受信主義を主張したのに対し、梅、穂積両博士は英法流の発信主義を主張し、深刻に対立したが、2対1で発信主義が採用された。

(ロ) 代理における単独行為説と委任契約

穂積、梅両博士は仏法流に委任契約説を主張したが、富井博士はドイツ式の単独行為説を主張して譲らなかった。その結果妥協案となった。

(ハ) 人権債権の問題

調査会の当初の方針では総則、物権、人権、親族、相続となっていたが、人権があたかも自然権と思われ適当でないということで債権となった。

第四 民法修正案上程と帝国議会

〔一〕 総則編物権編債権編の上程

民法中修正案総則編物権編債権編は、主査委員会、委員総会、法典調査委員会の審議を経て、明治28年12月30日の整理会において全面的な整理を終了し、完全な確定案となるに及んで明治29年1月第9帝国議会に提出された。衆議院の委員会が開かれ、反対論もあったが、可決され、本会議でも可決された。そして貴族に送られ、貴族院でも可決され、民法三編は明治29年4月27日法律第89号として公布された。ただ、残部の親族相続編が議了していなかったため、それらが議会通過まで延期された。

〔二〕 民法中修正案親族相続編の上程

民法中修正案親族相続編は明治29年12月16日第202回調査委員会において審議を終了し、整理委員会も31年4月15日の第25回において終了したので政府は明治31年5月の第12回帝国議会に上程した。衆議院において強行な反対論があったが、可決された。そして貴族院に送付され、可決された。そして6月21日、民法第四編親族編、第五編相続編が法律第9号で以て公布された。

第五 現行民法典

〔一〕 形式及び構造

我が民法法典は旧民法の採用したローマ式編成法を廃し、あらたに当時最も進歩的合理的法典と言われたザクセン民法及びドイツ民法草案の編別方法に倣い、個人意思尊重の時代精神に則り編成された。各編ごとに債権物権兩編の通則規定よりなる総則編を首部に置き、次に人の財産支配関係或いは人間自由意思に基づいて行なわれる財産移動関係を規律する規定より物権及び債権編を次位に配し、最後に身分関係或いは身分関係を基礎として生ずる財産移動関係を規律する親族編相続編を置いている。

〔二〕 性格及び指導精神

旧民法修正の名において比較法学的方法により行なわれた編纂であり、旧民法を重要な参考資料としているのはもとよりであるが、同時に泰西諸国の近代民法を参照し、とりわけドイツ民法第一草案はフランス民法と共に最も重要な参考資料となった。とりわけフランス民法はローマ法を基礎とし、個人主義自由主義を基調とした法典であり、ドイツ法もまた個人主義的自由主義的色彩の強烈的な法案であった。そのため、我が民法典の指導精神はローマ法的ドイツ法的フランス法的であり、個人主義を指導原理とするのは自然の理である。殊にその影響著大であったのが財産法取引法たる前三編であ

り、非日本的でヨーロッパ的な個人主義精神の具体化せる個人意思自治の原則、個人所有権尊重原則、過失責任主義の3原則はその全編を一貫する強い指導理念となっている。

また、親族、相続編は旧民法以来旧慣伝統尊重の必要が叫ばれていただけに起草委員らは苦心したところであるが、伝統的家族主義制度なるものに個人主義制度の長所を融合せしめたもので、旧法典にくらべれば一段と良くなっている。

以上、我が民法は財産法取引法においてヨーロッパの個人主義法制に仰いだため強烈な個人主義が指導理念となり全くヨーロッパ的といえる。だが、身分法域にあっては我が古来の淳風美俗を尊重しつつ、これに西洋的個人主義的なものの優れた点を加味融合せしむべき苦心がなされたものの、前三編に比し伝統的家族主義的なものが保存されたと言いうる。

〔三〕 旧民法典との比較

旧民法典の立法の技術的欠陥は一層され、現行法典は著しく合理化、体系化され、簡素化されたよき法典となっている。

しかし、現行法典、殊に前三編は近代的ヨーロッパ個人主義に範をとった結果、法典の指導精神は強烈な近代的個人主義であり、また、身分法においても淳風美俗とヨーロッパ個人主義との調和が試みられたが、ヨーロッパの色彩が強く、曾て延期論者が口を極めて主張した個人主義排撃、旧慣尊重の精神は皮肉にも身分法面でも完全には具現していない。

即ち、新法典は旧法典の持つ個人主義精神をそのまま黄金律として伝承したのであって、旧法典廃止されて新法典誕生したとしても、それはただ立法者の比較法学的的方法による洗練されたヨーロッパ的な法典に過ぎず、曾て延期論者が主張した旧慣尊重の日本的性格の法典とはいえない。皮肉にも法典延期論者は西洋流法典を延期

せしめて再び同じヨーロッパ的性格の法典を持つことになった。

〔四〕 民法典修正の努力

民法施行されて40年、その個人主義的指導原理は明治中期以降の我が資本主義経済の要求に合致し、その発展に貢献した。個人は利潤追究の自由が保障され、国家の経済に対する干渉は排撃され、経済活動の自由が保障された。現行民法典の個人主義3指導原理は我が資本主義を未曾有に繁栄させたのである。

しかし、資本主義の爛熟化と共に貧富の格差など矛盾弊害が露呈するに到り、民法の主柱をなす個人主義3指導原理に修正、団体主義的或いは社会本位的精神に転換せしむること、自由主義思想の全体主義的団体主義的思想への転換が顕著となってきた。

身分法関係のなかには封建的旧慣墨守して社会の進歩を妨げる規定も少なく無かった。哀れなる私生子、女子の地位、相続財産分配要求等新しい社会的要求を阻む規定が存在していてその改正が叫ばれている。

第六 結言

仏法の大家梅博士、仏法を学びつつも独法に明るかった富井博士、英法の権威であると共に東西古今の法理に通じた穂積博士、この3人の協心によって民法典が実を結んだ。しかし、対立すること避けがたく、結果は理論の骨抜き、不徹底、不統一性を免れ得なかった。身分法部門では理論的には伝統的家族主義をとりつつも、婚姻中心の小家族主義個人主義制度を多く流入して、両者の融合完全ならず。

だが、かくの欠陥は体系的な大民法典全体からみれば小さな瑕疵に過ぎない。人間の労作に完全無欠なものは望み得ない。われわれは維新後僅か30年にして、当時先進国だったドイツに先んじて民法典を完成し、我が日本国民に贈りものをしたこの3起草委員に頭をたれて無限の感謝をしなければならない¹¹⁷⁾

この、書き下ろしの第四編「現行民法典編纂史」について、少しコメントしておこう。

- ① 法典調査委員会内の議論の紹介が殆どないことである。星野は「多くの場合勝利は進歩派に帰し」と述べているが、対立についての紹介が3点程しか無く、説明不足の感が否めない。政策決定過程においては調査会の議事録こそ最も重要な第1級の資料であるが、それを十分に紹介しないのは実証不足であり、問題であろう。
- ② 旧民法と現民法の比較についてである。フランス法からドイツ法への変更という形式はさておき、指導精神について、星野は旧民法の指導精神である個人主義的自由主義の特徴が現民法にも継続されていることを強調している。それは、財産法などの分野のみでなく、身分法の分野でもそうである。「淳風美俗とヨーロッパ個人主義との調和が努力された身分法においても寧ろヨーロッパ的色彩強く、曾て延期論者が口を極めて主張した個人主義排撃、旧慣尊重の精神は皮肉にも新法典身分法方面においてすら完全には具現していなかった」(同、203頁)と言い、継続面を強調している。しかし、この点については具体的でなく、説明不足であろう。さらに大きな問題は両民法の継続面を強調する結果、現民法の身分法分野での伝統的家族主義の残存面、家制度、男尊女卑、男子単独相続制等の前近代性・封建性的性格について過少評価が見られることである。
- ③ 旧民法の際にはあれほど延期・反対の論争があったのに、現民法の際には、論争は無かったのだろうか。確かに、民法派の梅と独法派の富井の対立を英法派の穂積が調整し、妥協がなされたようだが、妥協だけに双方の陣営から不満が出るはずだが、それについては触れられていない。
- ④ 星野は3人の起草委員を「立法的天才者」(207頁)と言い、現民法を「理

想的法典」（208頁）とまで言うのは違和感があり、余りに評価しすぎでないか。

本年の3年生も、前年と同じ6カ月短縮の繰り上げ卒業で、1943（昭和18）年9月20日に第19回卒業式が挙行され、185名が卒業した（後、再試で207名）。戦場に、産業に駆り出された。この年に卒業した生徒の中に後に同志社大学教授になる内田勝敏氏（昭和16年4月入学）や入船裕二氏（後、税理士）がいる。なお、内田氏はこのあと九州帝大に進学し、在学中学徒出陣する。

10月12日、東条内閣は「教育ニ関スル戦時非常措置方策」の閣議決定をした。それは、①徴兵猶予の停止、②理工系学徒の入営延期、③理工系学校拡充、④文科系学校の統合整備、⑤義務教育8年制延期、⑥徴用の強化、⑦女子動員の強化等であった¹¹⁸⁾

この閣議決定により、文系学生の徴兵猶予が廃止され、学徒出陣が始まることになり、10月21日に東京明治神宮外苑競技場で出陣学徒壮行会がなされた。

また、この閣議決定により文系の統廃合・縮小化が始まった¹¹⁹⁾ 文部省は、全国官公立、私学の文科系学校の定員半減を指示し、直轄高商の半分を工業専門学校、工業経営専門学校に改組することにした¹²⁰⁾

11月5日、政府の「金属類回収令」（昭和18年8月12日勅令）により本校の3恩人胸像が供出させられた。

11月19日には、2年生200名（昭和17年4月入学）中、1943（昭和18）年度の徴兵適格者谷村富男他88名の卒業式が行なわれた（本来ならば1939年＝昭和19年9月の第20回卒業式に参列すべき生徒たち）。2年生の約4割が修

118) 『五十年史』210頁。

119) 軍部の意見は商業は国家経済にとって寄生虫の有害無益な存在であり、如何に精密、高級な学問であるとしても、その根本的性格の改まらない限り、この毒性を払拭することはできないというものであった（『三十年史』38頁）。

120) 『五十年史』211頁。

学わずか1年8カ月で「仮卒業」し、学徒出陣・軍務についたのである¹²¹⁾

その1人、学徒出陣の生徒を紹介しよう。作道洋太郎の友人の小桧山鎮男氏で、氏は12月1日東部二十四部隊（会津若松）に入隊し、その後、朝鮮をへて中国戦線に行き、敗戦で珠江東沿岸の東莞で捕虜となり、1946(昭和21)年4月復員船で帰還した¹²²⁾

1944(昭和19)年1月、文部省はさきの「教育ニ関スル戦時非常措置方策」の閣議決定にもとづき文系の定員を半減することを明らかにした。本校にとって存続の危機であった。だが、本校は私学の専門学校として全国屈指の優秀校と知られていたため、文部省の好意的示唆－自発的に願いでるよう－により、私学の福知山高商を吸収合併し、両校のそれぞれ半減せる定員を合して、本校は定員600名を維持する事が出来た。2月12日、田中校長と大鳥居教授が福知山高商にいき、福知山高商を吸収合併する事で合意した。生徒を引き受けるが、財団役員や教職員は引き受けず、とりわけ、福知山の理事長兼校長の理事の一員に加えてほしいとの要望も拒絶し、代わりに移籍生徒の授業料全部を福知山財団に還付するという犠牲により合意し、2月13日、福知山高等商業学校を吸収・合併した¹²³⁾

2月19日、専務理事田中忠夫は文部省（岡部長景文相）に対し、松山経済専門学校への校名変更のための寄附行為変更と学則の制定の申請をした。松山経済専門学校の学則の第1条は「皇国ノ道ニ則リテ…国家有用ノ人物ヲ練成スル」であり、松山高等商業学校時代の商業教育という目的は廃止され、皇国のため、国家有用の人物の練成が目的となった¹²⁴⁾

3月1日、前年6月の閣議決定「学徒戦時動員体制確立要綱」により動員命令が下り、在學生（1年生と2年生の残り）が新居浜住友機械、西条倉敷航空

121) 『三十年史』95頁。

122) 小桧山鎮男「私にとっての昭和『戦中日記』」『温山会報』第55号、平成25年1月。

123) 『三十年史』95、96頁、『五十年史』211頁。稲生晴「松山高商と田中忠夫先生」『田中忠夫先生』55頁。

124) 『三十年史』97頁。

化工，壬生川富士紡，松前東洋レーヨンに各14日間勤労働員された¹²⁵⁾

3月31日，申請中の寄附行為及び学則の変更が文部省により認可された。

（以下，次号）

125) 同180頁。